

## 大山町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 19年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
20	18,557	10,267,488	285,276	1,745,230	17.0	18.6

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 町村類型(IV-0)平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
20	207	728,533	106,455	299,778	1,134,766	5,482	6,022

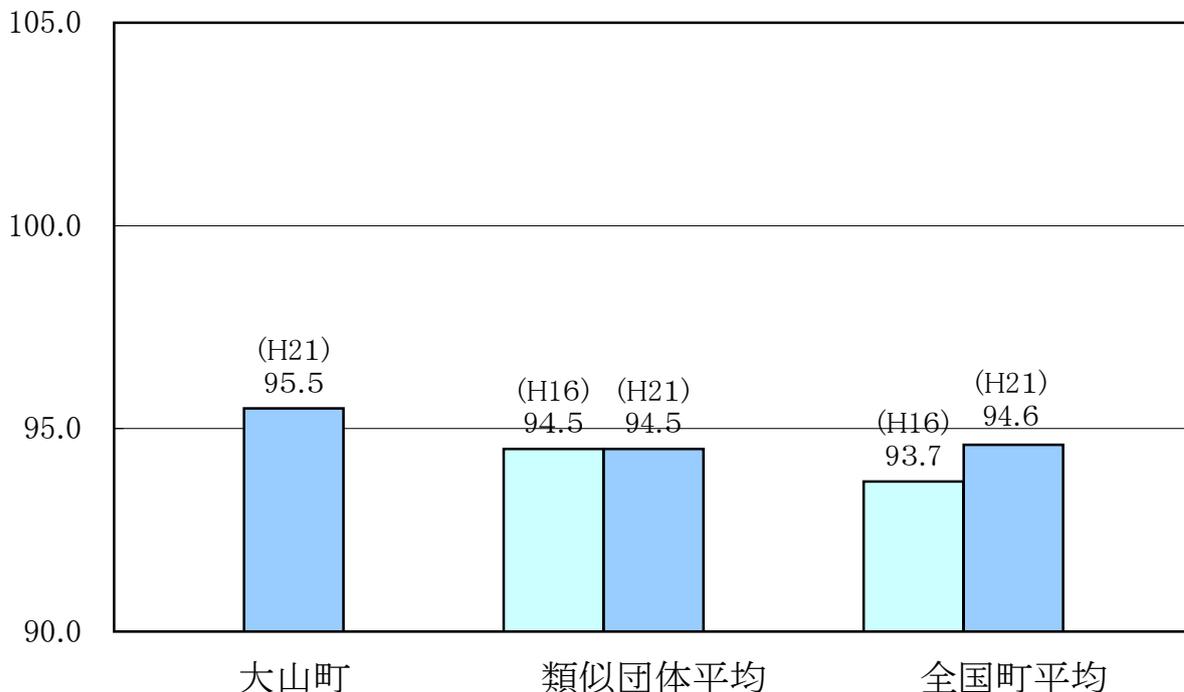
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、20年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

給与減額措置(平成18年4月1日～平成21年3月31日)  
 町長 10%、副町長 9%、教育長 8%、一般職 3%

(平成21年7月1日～平成25年3月31日)  
 町長 20%、副町長 10%、教育長 9%

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（21年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大山町	41.40 歳	313,846 円	342,011 円	336,366 円
鳥取県	41.8 歳	324,166 円	409,599 円	350,635 円
国	41.5 歳	325,521 円	—	391,770 円
類似団体	43.2 歳	323,375 円	364,956 円	348,102 円

#### ②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大山町	44.8 歳	18 人	327,183 円	342,150 円	335,372 円
うち清掃員	43.4 歳	3 人	309,233 円	420,767 円	315,067 円
うち学校給食員	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円
うち運転手	49.2 歳	4 人	355,200 円	441,850 円	373,800 円
うちその他	43.1 歳	10 人	319,050 円	335,510 円	324,600 円
鳥取県	47.0 歳	263 人	313,717 円	355,564 円	329,224 円
国	49.2 歳	4,429 人	285,548 円	—	322,737 円
類似団体	47.9 歳	19 人	290,751 円	310,758 円	302,587 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

### (2) 職員の初任給の状況（21年4月1日現在）

区分	大山町	鳥取県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	176,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	142,800 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	138,400 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（21年4月1日現在）

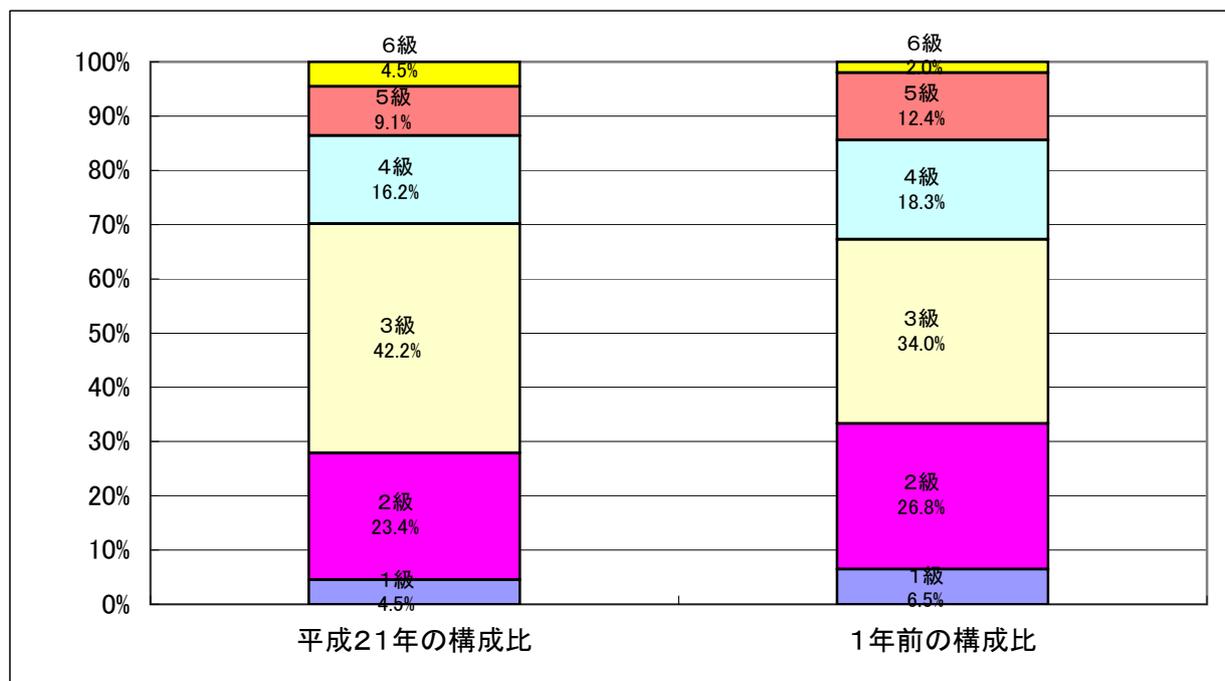
区 分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	271,120 円	314,300 円	349,950 円
	高 校 卒	244,750 円	284,483 円	314,333 円
技能労務職	高 校 卒	247,100 円	282,350 円	308,100 円
	中 学 卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（21年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、保育士、保健師、管理栄養士及び司書の職務	7 人	4.5 %
2 級	主任、主任技師、主任保育士、主任保健師、主任管理栄養士及び主任司書	36	23.4 %
3 級	主幹、主幹技師、主幹保健師、主幹保育士、主幹管理栄養士及び主幹司書の職務	65 人	42.2 %
4 級	課長補佐、室長、局長補佐、所長、所長補佐、館長及びセンター長の職務	25 人	16.2 %
5 級	会計管理者、課長、次長、事務局長、主幹所長及び参事の職務	14 人	9.1 %
6 級	高度の知識及び経験を必要とする業務に従事する会計管理者、課長、次長及び事務局長の職務	7 人	4.5 %

- (注) 1 大山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に9級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級並びに8級及び9級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映は実施していません。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

大山町	鳥取県	国
1人当たり平均支給額(20年度) 1,474 千円	1人当たり平均支給額(20年度) 1,514 千円	—
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分	(20年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 1.4 )月分 ( 0.75 )月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当 (21年4月1日現在)

大山町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 — )			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	19,799 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 特殊勤務手当 (21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)	10,065 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	671,020 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)	6.2 %		
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴税手当	徴税事務に従事する職員	徴税業務(1日4時間以上)	日額 500円
防疫手当	防疫作業に従事する職員	防疫作業	日額 290円
往診随行手当	夜間往診に随行する診療所職員	夜間往診に随行	1回 800円
行旅病人、死亡人救護等	行旅病人、死亡人の取扱いに従事する職員	行旅病人、死亡人の取扱い	1件 1,000円
犬猫等の死体処理手当	犬猫等の死体処理作業に従事する職員	犬、猫等の死体処理	1体 300円
診療手当	医師の特殊勤務手当	医療及び公衆衛生業務に従事	給料月額200/100以内
往診手当	医師の特殊勤務手当	往診業務	診療報酬点数の2分の1

### (4) 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	43,347 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	169 千円
支給実績(19年度決算)	49,583 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	198 千円

(5) その他の手当（21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	同じ	同じ	26,129 千円	231 千円
住居手当	住宅を借受け家賃を支払っている職員、又は職員の所有に係る住宅に居住	同じ	同じ	5,665 千円	195 千円
通勤手当	交通機関等を利用して通勤している職員	同じ	同じ	14,330 千円	70 千円
管理職手当	管理職の職務にある職員に支給	異なる	異なる	23,570 千円	248 千円

5 特別職の報酬等の状況（21年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	711,000 円 ( 790,000 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 796,000 円 / 576,000 円
	副 町 長	575,120 円 ( 632,000 円 )	667,000 円 / 498,000 円
報 酬	議 長	308,000 円 ( 円 )	340,000 円 / 256,000 円
	副 議 長	229,000 円 ( 円 )	280,000 円 / 210,000 円
	議 員	215,000 円 ( 円 )	250,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(20年度支給割合)	3.3 月分
	議 長 副 議 長 議 員	(20年度支給割合)	3.3 月分
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町 長	給料額×在職年数×500/100	1,580万円 任期毎
	副 町 長	給料額×在職年数×280/100	707万円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

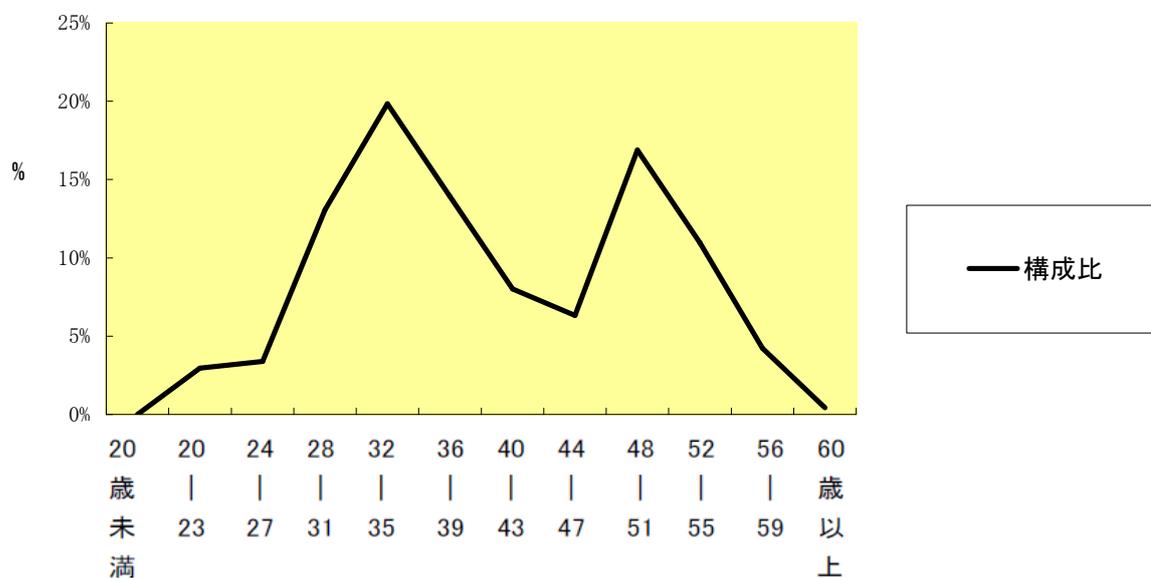
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成20年		
普通 会計 部門	一般行政部門	178	175	3	<参考> 人口10,000人当たり職員数 95.91 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 85.76 人)
	教育部門	30	40	△ 10	
	小 計	208	215	△ 7	<参考> 人口10,000人当たり職員数 112.07 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 106.77 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	10	10	0	
	水道・下水道	5	9	△ 4	
	その他	14	14	0	
	小 計	29	33	△ 4	
合 計		237	248	△ 11	
		[ 270 ]	[ 270 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (21年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人 7	人 8	人 31	人 47	人 33	人 19	人 15	人 40	人 26	人 10	人 1	人 237

### (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

#### ①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 266	人 244	人 22	% 8.27

#### ②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 増減の計
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
一般行政	職員数	192	189	180	175	178		
	増 減		△ 3	△ 9	△ 5	3		
教 育	職員数	43	44	42	40	30		
	増 減		1	△ 2	△ 2	△ 10		
公 営 企 業 等 会 計	職員数	31	35	34	33	29		
	増 減		4	△ 1	△ 1	△ 4		
計	職員数	266	268	256	248	237		
	増 減		2	△ 12	△ 8	△ 11	△ 29	

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。